

債務保証・助成のご案内

共同施設設置資金

公益財団法人 不動産流通推進センター

(旧 不動産流通近代化センター)

1. 当センターの債務保証事業の趣旨

不動産流通推進センターは、不動産業者、特に中小不動産業者が共同事業により不動産流通市場の整備・近代化を推進するための一助として、業界の信用を補完し、必要な資金の調達を円滑にするための金融サポートとして債務保証事業を行っています。

この債務保証事業のための基金は、不動産業者団体等の出えん金及び国庫補助金により造成されています。

2. 共同施設設置資金に係る債務保証事業の概要

(1) 対象範囲

- ① 不動産業者団体等が行う、不動産会館等を設けるための借入資金。新設、建替えだけでなく、購入や耐震改修・エレベータ等の設備の改修や内装リニューアル、駐車場取得のための資金の借入も対象になります。
- ② 共同で利用する IT 対応能力向上のための情報処理施設等を設置する資金の借入。

(2) 被保証者

- ① 当センターに対して寄附又は出えんをしている不動産業者団体
- ② ①の構成員のうち、不動産業者団体として法人格を有する者
- ③ 上記①又は②の構成員で設立した事業協同組合及び協同組合連合会等
- ④ 上記①又は②の構成員で設立した協業組合

(3) 債務保証の内容

- ① 保証限度額 : 対象債務の90%以下、上限10億円
- ② 保証期間 : 原則12年以内
- ③ 保証料率 : 保証残高の0.15%

- 当センターでは、保証実施時に保証料を徴収させていただくことになっていますが、借入（保証）期間が1年を超える場合には、保証料を1年毎の分割払いにすることもできます。

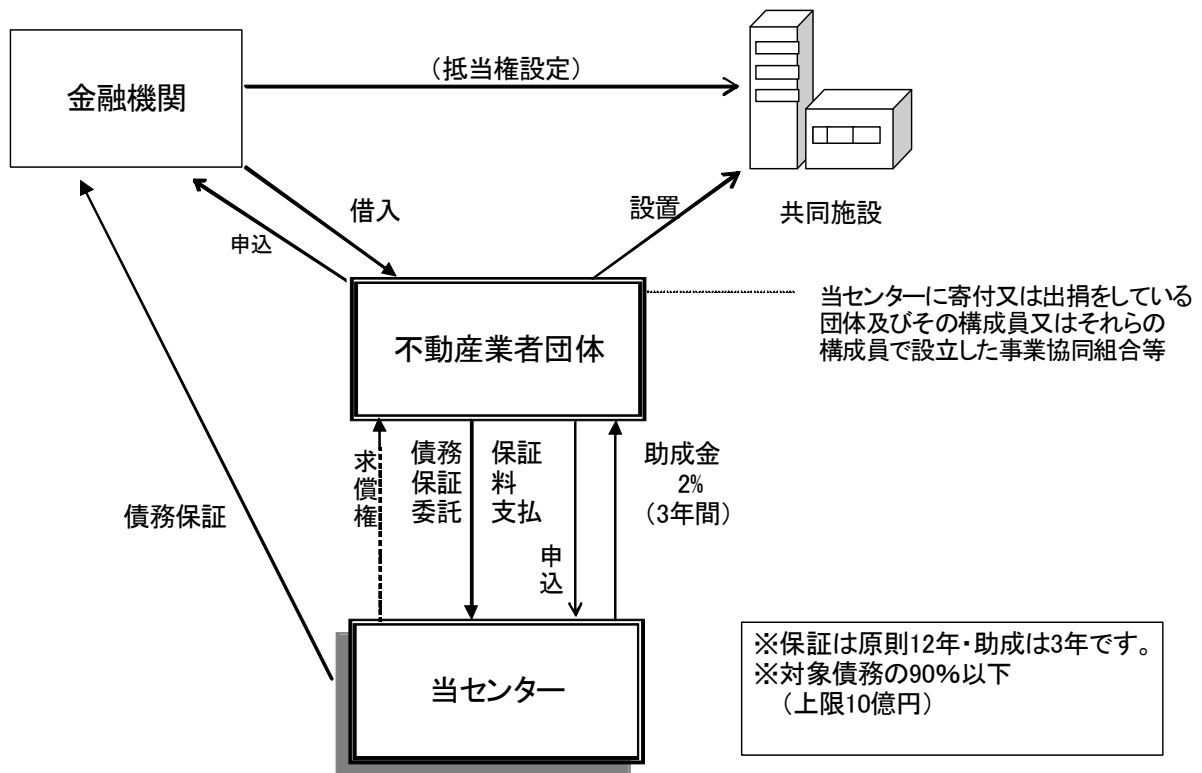
(4) 助成金 : 当初3年間借入残高の2.0%以内

- 助成金は借入利息額を限度としています。

(5) 保全

- 原則として、金融機関が担保を徴することになります。

共同施設設置資金スキーム



3. 問合せ先

下記まで、お問合せください。

公益財団法人 不動産流通推進センター (担当：総務部)

(旧 不動産流通近代化センター)

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町 8階

TEL 03-5843-2070

FAX 03-3504-3522

(2016年9月)